

# 情報倶楽部

2024年10月

No. 281

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 消費税

### ★ フリマアプリ等で商品を仕入れた場合の仕入税額控除

Q. 古物商を営む個人事業者です。フリマアプリなどで商品を仕入れた場合の仕入税額控除は、どのような取扱いになりますか？

A. 古物商が、いわゆるフリーマーケットアプリやインターネットオークション(フリマアプリ等)により商品の仕入れを行った場合、その仕入先が適格請求書発行事業者であれば、その仕入先から適格簡易請求書を受領し保存する必要がありますが、適格請求書発行事業者以外の者であれば、帳簿に一定の事項を記載することで古物商等特例の適用を受けることが可能です。

その際、対価の総額が1万円未満であれば、古物台帳に相手方の住所、氏名、職業及び年齢の記載は不要であるため、匿名で取引が行われていたとしても古物商等特例の適用は可能ですが、1万円以上の場合、それらの記載が必要となるため、これらの点について、古物営業法に規定された方法により相手方の確認を行う必要があります。

なお、古物商による準古物の仕入れのうち1万円以上のものについては、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除することができる80%・50%経過措置の適用を受けることができます。また、古物商以外の者がフリマアプリ等で仕入れた場合(古物営業に該当しないものに限る)も80%・50%経過措置の適用を受けることが可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-13.pdf>

## 資産税

### ★ 住宅取得等資金の贈与と相続時精算課税制度

Q. 父親から住宅取得資金の贈与を受けて、自宅を新築しようと思います。住宅資金の精算課税贈与は、父親が60歳未満でも適用があると聞きましたがどうなっていますか？

A. 一般の相続時精算課税制度(一般)は、贈与財産の限定はなく、60歳以上の父母または祖

父母などから、18歳以上の子または孫などに対して贈与があった場合に適用があります。

これに対し、住宅取得等資金の贈与(住宅)については、贈与者が60歳未満であっても適用があり、また、受贈者についても贈与者の直系卑属である推定相続人又は贈与者の孫であれば適用があるとされています。

したがって、贈与者が60歳未満であっても。他の要件を満たせば、相続時選択課税制度の適用を受けることができます。

その他、一般と住宅とでは、受贈者等の要件について、次の違いがあります。

(一般)

贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下(新築等をした住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は1,000万円以下)であること

(住宅)

新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)が40㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4503.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4508.htm>

## ★ 相続、遺贈、相続時精算課税贈与

Q. 相続税は、相続や遺贈、相続時精算課税贈与により財産を取得した場合にかかるということですが、これらはどう違うのですか？

A. 相続税が課税される相続、遺贈、相続時精算課税贈与とは、次のことをいいます。

① 相続

相続は、原則として、人の死亡によって開始します。そして、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継することになります。

② 遺贈

遺贈とは、被相続人の遺言によって財産を移転することをいいます。なお、贈与をした人が亡くなることによって効力を生じる贈与(死因贈与といえます)については、遺贈として取り扱われます。

③ 相続時精算課税贈与

相続時精算課税とは、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産の価額と相続や遺贈によって取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納付した贈与税に相当する金額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする制度(相続時に精算)で、その贈与者から受ける贈与を「相続時精算課税に係る贈与」といいます。

## ★ 遺産分割が確定した場合の更正の請求

Q. 兄弟間で揉めていた遺産分割協議がやっとまとまりました。当初申告より税額が少なくなります。どうしたらいいですか？

A. 相続税の申告書を提出した後で、次のような事由が生じたため前に申告した税金が多す

ざることとなったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4か月以内に、更正の請求をすることができます。

また、同じ事由で前に申告した税金が少なすぎることとなったときは、相続税の修正申告書を提出することができます。

- ① 未分割遺産について分割が行われたこと
- ② 相続税の申告期限後に遺産の分割が行われた場合で、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例又は特定計画山林の特例の適用を受けられることとなったこと
- ③ 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと
- ④ 遺贈に係る遺言書の発見、遺贈の放棄があったこと
- ⑤ 認知、相続の放棄の取消しなどの理由によって相続人に異動が生じたこと
- ⑥ 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと
- ⑦ 相続の開始後に新たに子と推定された者又は認知された者の価額の支払請求権の規定による請求があったことにより弁済すべき額が確定したこと等

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4208.htm>

## 電子帳簿保存法

### ★ インターネットバンキングを利用した場合の電子保存

Q. インターネットバンキングを利用した場合、データの保存が必要とのことですが、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存でも可能ですか？

A. インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当しますので、インターネットバンキングを利用した場合は、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項(振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等)が記載されたデータ(電磁的記録)をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法によって保存しなければなりません。

そのほかにも、ご質問のように金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等(オンライン上の通帳等)による保存することも可能です。

ただし、この場合において、1件の振込等において振込先が複数あるときは、各振込先・振込金額を確認できる書類等を保存することが必要です。

なお、オンライン上の通帳等による保存の場合、オンライン上の通帳等の確認が随時可能な状態であるときは、必ずしもオンライン上の通帳等をダウンロードして保存していなくても差し支えありません。

この場合、オンラインの画面を開示する必要があります。

電子帳簿保存法一問一答 問17参照

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0022006-083\\_06.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0022006-083_06.pdf)